

花緑検討小委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民まちなみ緑化事業（第4期）の評価・検証及びひょうご花緑創造プランの改定を行うため、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づくまちづくり審議会の部会として、花緑検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県民まちなみ緑化事業の評価・検証に関すること。
- (2) ひょうご花緑創造プランの改定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、花緑施策の推進に関する重要事項に関すること。

(委員長)

第3条 小委員会における規則第7条第3項の部会長は、委員長とする。

- 2 委員長は、小委員会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 会議の招集等については、まちづくり審議会運営規程第2条から第6条までの規定を準用する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

まちづく審議会規則（抄）

（部会）

- 第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置く。
 - 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
 - 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。
 - 6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

まちづくり審議会運営規程（抄）

（会議の招集）

- 第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開会の一週間前までに開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

（委員及び専門委員以外の出席）

- 第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

（文書による意見の開陳等）

- 第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。
- 2 委員のうち市町の長を代表する者については、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、代理者の出席により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。
 - 3 前2項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。
 - 4 委員、前条の規定により会議に出席する委員以外の者及び第2項の規定により会議に出席する代理者は、会長の承認を受けたときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。

（会議の公開）

- 第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。
- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に認められる情報を含む事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録）

- 第6条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を調製するものとする。
- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 案件の内容
 - (4) 審議の概要
- 2 議事録は、公開するものとする。ただし、次に掲げる事項は非公開とすることができる。
- (1) 発言した委員の氏名
 - (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
 - (3) 審議会の設置の目的に照らして、公開することにより公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項